

○千葉県福祉ふれあいプラザ管理規則（平成十八年千葉県規則第四十一号）

新旧対照表

改正後

改正前

(趣旨) 第一条 この規則は、千葉県福祉ふれあいプラザ設置管理条例（平成十七年千葉県条例第六十九号。以下「条例」という。）第七条、第八条、第十一条、第十八条及び別表第三の規定により、千葉県福祉ふれあいプラザ（以下「福祉ふれあいプラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この規則は、千葉県福祉ふれあいプラザ設置管理条例（平成十七年千葉県条例第六十九号。以下「条例」という。）第七条、第八条、第十一条、第十八条及び別表第三の規定により、千葉県福祉ふれあいプラザ（以下「福祉ふれあいプラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(指定管理者の指定の告示) 第二条 知事は、条例第五条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。 (利用者の資格の定めのある施設) 第三条 条例第七条の規則で定める施設は、トレーニングルーム（共同使用する場合に限る。）とする。 (利用の承認を要する施設) 第四条 条例第八条第一項の規則で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。	(指定管理者の指定の告示) 第二条 知事は、条例第五条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。 (利用者の資格の定めのある施設) 第三条 条例第七条の規則で定める施設は、トレーニングルーム（共同使用する場合に限る。）とする。 (利用の承認を要する施設) 第四条 条例第八条第一項の規則で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。
(開所時間) 第五条 福祉ふれあいプラザの開所時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 - 一 介護実習センター 午前九時から午後九時まで - 二 介護予防トレーニングセンター 午前九時から午後九時三十分まで - 三 ふれあいホール 午前九時から午後九時三十分まで 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて、開所時間を変更することができる。 (休所日) 第六条 福祉ふれあいプラザの休所日は、次の各号に掲げる日とする。 - 一 定期休所日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） - 二 年始休所日 一月一日から三日まで - 三 年末休所日 十二月二十九日から三十一日まで	(開所時間) 第五条 福祉ふれあいプラザの開所時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 - 一 介護実習センター 午前九時から午後九時まで - 二 介護予防トレーニングセンター 午前九時から午後九時三十分まで - 三 ふれあいホール 午前九時から午後九時三十分まで 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて、開所時間を変更することができる。 (休所日) 第六条 福祉ふれあいプラザの休所日は、次の各号に掲げる日とする。 - 一 定期休所日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） - 二 年始休所日 一月一日から三日まで - 三 年末休所日 十二月二十九日から三十一日まで

四 臨時休所日 特別の事情により、指定管理者が休所を必要と認めて、知事の承認を受けて定めた日

2 前項の休所日であっても、指定管理者が特に必要と認めた場合は、知事の承認を受けて、福祉ふれあいプラザの全部又は一部を開所することができる。

(附帯設備利用料の額)

第七条 条例別表第三附帯設備利用料の項額の範囲の欄の規則で定める額は、別表第二に掲げるとおりとする。

(知事が管理する場合の特例)

第八条 条例第十七条第一項の規定により知事が福祉ふれあいプラザの管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第五条第二項若しくは第六条に規定する業務又は条例第十七条第三項本文の規定による使用料の徴収のいずれかが含まれるときにおける第五条、第六条及び別表第二の規定の適用については、第五条第二項並びに第六条第一項第四号及び第二項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第五条第二項中「知事の承認を受けて、開所時間」とあるのは「開所時間」と、第六条第一項第四号中「知事の承認を受けて定めた日」とあるのは「定めた日」と、同条第二項中「知事の承認を受けて、福祉ふれあいプラザ」とあるのは「福祉ふれあいプラザ」と、別表第二中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、福祉ふれあいプラザの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表第一(第四条)

- 一 介護実習室(専用使用する場合に限る。)
- 二 研修室
- 三 工作室
- 四 控室
- 五 トレーニングルーム
- 六 ホール
- 七 第一ギャラリー

四 臨時休所日 特別の事情により、指定管理者が休所を必要と認めて、知事の承認を受けて定めた日

2 前項の休所日であっても、指定管理者が特に必要と認めた場合は、知事の承認を受けて、福祉ふれあいプラザの全部又は一部を開所することができる。

(附帯設備利用料の額)

第七条 条例別表第三附帯設備利用料の項額の範囲の欄の規則で定める額は、別表第二に掲げるとおりとする。

(知事が管理場合の特例)

第八条 条例第十七条第一項の規定により知事が福祉ふれあいプラザの管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第五条第二項若しくは第六条に規定する業務又は条例第十七条第三項本文の規定による使用料の徴収のいずれかが含まれるときにおける第五条、第六条及び別表第二の規定の適用については、第五条第二項並びに第六条第一項第四号及び第二項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第五条第二項中「知事の承認を受けて、開所時間」とあるのは「開所時間」と、第六条第一項第四号中「知事の承認を受けて定めた日」とあるのは「定めた日」と、同条第二項中「知事の承認を受けて、福祉ふれあいプラザ」とあるのは「福祉ふれあいプラザ」と、別表第二中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、福祉ふれあいプラザの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

別表第一(第四条)

- 一 介護実習室(専用使用する場合に限る。)
- 二 研修室
- 三 工作室
- 四 控室
- 五 トレーニングルーム
- 六 ホール
- 七 第一ギャラリー

八 第二ギャラリー
九 附帯設備
別表第二(第七条)

利用料金の 名称	附帯設備利 用料	舞台設備	区分	単位	額
			プラットフォーム	一台	三百五十円
			開き足	一台	七十円
			箱足	一個	五十円
			木台	一個	五十円
			階段	一台	二百円
			蹴込パネル	一式	五百円
			人形立て	一本	五十円
			バレエ用シート	一枚	八百円
			ピアノ	一台	一万三百円
			指揮台	一台	二百五十円
			譜面台	一台	二百五十円
			椅子	一脚	百五十円
			プログラムスタ ンド	一台	二百円
			机	一卓	五十円
			黒板	一台	百円
			びようぶ	一双	三千円
			演台（花台を含 む。）	一卓	千円
			司会者台	一卓	四百円
			吊り看板	一枚	百五十円
			旗	一枚	百五十円
			ピアノ調律料		実費
			ライト	一台	千八百円
			ライト用スタン ド	一台	五十円
			持込器具	電源一キロワ ットにつき	百五十円

八 第二ギャラリー
九 附帯設備
別表第二(第七条)

利用料金の 名称	附帯設備利 用料	舞台設備	区分	単位	額
		照明器具	プラットフォーム 開き足 箱足 木台 階段 蹴込パネル 人形立て バレエ用シート ピアノ 指揮台 譜面台 いす プログラムスタ ンド 机 黒板 びようぶ 演台（花台を含 む。） 司会者台 吊り看板 旗 ピアノ調律料 ライト ライト用スタン ド 持込器具	一台 一台 一枚 一枚 一卓	

音響装置		映写設備	
拡声装置	マイクrohホン	プロジェクター	スクリーン
一式	一本	一台	一式
	電源一キロワットにつき		
三千円	千円	百五十円	一万三百円 二千六百円

音響装置		映写設備	
拡声装置	マイクrohホン	プロジェクター	スクリーン
一式	一本	一台	一式
	電源一キロワットにつき		
三千円	千円	百五十円	一万三百円 二千六百円